



『妊産婦安心出産支援事業』について



豊浦町では、経済的負担の軽減により安心して出産できる環境を作ることとを目的として、分娩可能な産科医療機関までの、健康診査・出産時にかかる交通費および健康診査費用などとして5万円を給付金として支給いたします。

1. 給付の対象者

令和5年4月1日以降に出産した方で、以下のいずれにも該当する方

- ① 出産日かつ申請日において豊浦町に住所を有する方
- ② 妊婦一般健康診査を4回以上受診された方
- ③ 出産後に新生児訪問等で保健師等との面談を受けた方



2. 給付内容

対象になられた方へ、産婦一人あたり **5万円** を給付いたします。
出産後の手続きとなりますので、育児関連用品等の購入などにご活用ください。

3. 申請時期・申請方法

給付の対象となられる方へ、新生児訪問の際に申請していただきます。

※里帰り出産等で当町の新生児訪問等を受けられない方は、里帰り先の市町村での面談が必要となります。

4. 給付金の受け取り方法

申請時に指定された銀行口座へ給付金を振り込みます。



【お問い合わせ先】

豊浦町総合保健福祉施設
やまびこ内 保健センター
電話：0142-82-3844

保健センターでは一人ひとりの妊娠・出産・育児に関する不安や困りごとなどの相談を随時受け付けています。